○東北地方整備局告示第百四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　県道志津川登米線改築工事（塩入道路・宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入地内から同町志津川字田尻畑地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入、字竹川原及び字田尻畑地内

２　使用の部分　宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入、字竹川原及び字田尻畑地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県本吉郡南三陸町志津川字汐見町地内から同町志津川字田尻畑地内までの延長1.2㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道志津川登米線改築工事（塩入道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道志津川登米線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入地内の一般国道45号との交差点を起点とし、登米市登米町大字日根牛宿地内の一般国道342号との交差点を終点とする延長約20.3㎞の路線である。

本路線が通過する本吉郡南三陸町は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊

滅的な被害を受けたものである。本路線は、津波等の災害時に海岸部から内陸部に避難するための数少ない路線であるが、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）に定める車線幅員等を満たさない区間が多数存在するなど、津波等の災害時の避難に支障を来す状況にあるとともに、幹線道路としての機能も十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、津波等の災害時に安全に避難ができるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年３月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているカジカ小卵型、準絶滅危惧として掲載されているカジカ大卵型等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているキクタニギクが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、本件事業の施工区域内では確認されていないこと、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さい又はないとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、津波等の災害時に安全に避難させることを主な目的とし、宮城県条例による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和48年11月24日に都市計画決定され、昭和57年７月30日、平成24年９月18日及び平成27年９月11日に変更決定された都市計画と、路肩等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを

比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は津波からの避難に支障を来す状況にあるなど、安全に避難できる道路を確保する必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県本吉郡南三陸町役場